

住まい・建築物の補助申請フローチャート

補助金の申請ができる方

- **工事の契約をする方**
補助金を受けるには工事の契約が必要です。契約書を請書とすることはできますが、見積書のみは不可です。
- **補助対象工事のお金を支払う方**
工事のお金を支払う方の銀行口座に補助金が振り込まれます。
[耐震改修][浸水対策(改修等)][アスベスト(除去)]は、補助金の受領を業者に委任することで、当初の費用負担を軽減する「代理受領制度」を活用できます。
- **所有者又は居住者、居住予定の方**
申請者が所有者以外の場合は、所有者の同意が必要です。
[かけ移転]は、危険区域等指定前からの所有者(相続で承継・承継予定の方を含む。)に限ります。
- **西尾市の市税を滞納していないこと**
市外にお住まいの方は、西尾市に住民税を支払うことはありませんが、固定資産税を支払う場合があります。
- **暴力団又は暴力団員及びその関係者ではないこと**

申請前の注意事項

- **補助対象工事に着手していない**
- **補助対象工事に関する契約を業者と締結していない**
工事の着手及び業者との工事契約ができるのは、補助金の**交付決定**がされた**後**です。
補助対象工事に関係のない工事の着手や業者との工事契約はしても支障ありません。
(例：[耐震改修] 改修を行わない別棟の住宅除却工事、[住宅除却] 建替え住宅の工事契約)
- **申請敷地で過去に同じ補助を受けていない**
耐震補助([耐震改修][段階的][シェルター][小規模][住宅除却])は、同じ補助扱いになるため、1つの敷地で受けられるのは、いずれかを1回のみです。ただし、[段階的]で1段目と2段目を受ける場合を除きます。
[浸水対策]の工事施工後に浸水被害を受けた敷地で、有効な浸水対策工事として市長が認める場合を除きます。

補助対象建築物の用途

用途制限	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫		⑬		⑭
	耐震改修	段階的	シェルター	小規模	住宅除却	ブロック塀	浸水対策	分析	除去	土砂災害	除却	移転	診断	改修	三世代
一戸建て住宅	○	○	○	○	○	—	○	—	—	○	○	○	○	○	○
長屋建て住宅	○	○	○	○	○	—	○	—	—	○	○	○	○	○	×
共同住宅	○	○	○	○	○	—	○	—	—	○	○	○	○	○	×
併用住宅	2分の1以上が住宅					—	1/2以上が住宅	—	—	○	2分の1以上が住宅				
備 考	昭和56年5月31日以前に着工した居室のある木造住宅					※2	※3	全ての建築物が対象		※4					
	ツーバイフォー工法プレハブ住宅を除く				※1										

※1 容易な耐震診断で行う場合は対象 (無料耐震診断で行う場合は対象外)
 ※2 駐車場等、建物が無い場合も対象
 ※3 1階部分の2分の1以上が居室であること
 ※4 住宅以外で居室を有する建築物を含む

事前相談

申請者は、事前相談書に以下の書類を添えて、[土砂災害]は補助金の交付申請前までに、[がけ移転]は前年度の8月末日までに建築課に提出します。

添付図書	注 意 事 項
1 付近見取図(地図)	にしたんマップ(西尾市HP)やGoogle Mapに、工事の場所を分かるようにしたもの [がけ移転] 危険住宅及び移転先住宅のもの
2 工事場所の写真	遠景と近景を写したもの [土砂災害] 補助対象住宅等と周囲のがけの状況が分かるもの [がけ移転] 危険住宅と周囲のがけの状況が分かるもの、移転先の敷地・建物
3 土砂災害特別警戒区域 区域図	住宅等が土砂災害特別警戒区域内にあることが分かるもの 他の書類と兼ねることができる
4 個別必要書類	[土砂災害] 建物登記事項証明書・評価証明書等の写し(所有者・建築年を確認) [がけ移転] 建築確認済証・検査済証・建物登記事項証明書等の写し(住宅の建設年・建物用途を確認)

補助金の申請

申請者は、補助金交付申請書([三世代]は補助事業認定申請書)に以下の書類を添えて、建築課に提出します。様式はホームページからダウンロードできます。代理申請(委任状必要)や電子申請も可能です。

添付図書	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫		⑬		⑭
	耐震改修	段階的	シェルター	小規模	住宅除却	ブロック塀	浸水対策	分析	除去	土砂災害	除却	移転	診断	改修	三世代
補助上限(万円)	120	60	60	15	20	15	100	25	180	77.2	97.5	421	2.1	55.2	30
1 診断・分析報告書	○	○	△	△	△	—	—	—	○	—	—	—	—	△	—
2 容易な耐震診断	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3 付近見取図(地図)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	○	△	○
4 配置図/平面図	平面	平面	平面	平面	—	配置	配・平	配・平	配・平	配・平	配・平	配・平	—	—	平面
5 工事の詳細図	○	○	○	○	—	—	○	—	—	○	—	—	—	○	○
6 見積書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7 工事場所の写真	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
8 個別必要書類	—	—	○	—	—	—	○	—	○	○	○	○	○	○	○
9 市税の完納証明	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	—

添付図書	注 意 事 項
1 診断・分析報告書	[耐震改修][段階的] 耐震診断結果報告書の写しの添付が必要 [シェルター][小規模][住宅除却] 耐震診断の受付番号を記載すれば、耐震診断結果報告書の添付は不要 [アスベスト(除去)] アスベスト分析調査結果報告書の写し(補助を受けずに行ったものも対象) [耐風対策(改修)] 瓦屋根診断結果報告書の写し(屋根が強風等で被災した場合は不要)
2 容易な耐震診断	耐震診断結果報告書があれば添付不要ですが、現在、住宅除却目的の無料耐震診断は受け付けていません。ツーバイフォー工法やプレハブ住宅も対象です。(無料耐震診断は対象外) 固定資産税課税明細書で、住宅の構造・用途・建築年・面積を確認 居宅以外で課税されている建物を住宅で使用している場合は、居住部分が確認できる写真を添付 一見して倒壊の危険性があると判断できる箇所の写真(基礎の玉石やひび割れ等)を添付
3 付近見取図(地図)	にしたんマップ(西尾市HP)やGoogle Mapに、工事の場所を分かるようにしたもの [耐風対策(改修)] 耐風診断の時から変更が無い場合は不要 [三世代] 親世帯が住む場所と子世帯が住む場所を分かるようにしたもの

添付図書	注 意 事 項
4 配置図/平面図	工事の位置・内容を分かるようにしたもの [ブロック塀] 撤去する塀の位置と長さが分かるもの（位置と長さが分かれば、縮尺は不要）
5 工事の詳細図	[耐震改修][段階的] 改修計画図、補強方法仕様書、改修後の耐震診断（建築士が行ったもの） [段階的] 判定値を 1.0 以上にする二段目の耐震診断 [シェルター] カタログ又は仕様書（県が認める工法であることが分かるもの） [小規模] 改修計画図 [浸水対策] かさ上げ：断面図（改修前後の高さ 30cm 以上）、擁壁：構造図、止水板等：カタログ・ホームページなど [土砂災害] 立面図、断面図、改修計画図、改修方法仕様書 [耐風対策（改修）] 屋根の面積が確認できる図面・面積表 [三世代] 工事の内容と範囲が確認できる図面
6 見積書	申請者宛・施工業者の記名・見積年月日・施工場所の記載が必要 [浸水対策] 止水板等をホームセンターで購入する場合は、値段が分かる写真でも可
7 工事場所の写真	遠景と近景を写したもの [ブロック塀] 撤去する塀の全体が分かるもの、一部を撤去する場合は撤去範囲の書き込み、撤去する塀の長さが確認できるもの（ブロックの寸法から全体の長さを計算しても良い） [耐風対策（共通）] 屋根の全面が確認できるもの [耐風対策（改修）] 診断の時から変更が無いときは不要 / 屋根が強風等で被災した場合は、その状況
8 個別必要書類	[シェルター] 高齢者：住民票※、障がい者：住民票※、障害者手帳の写し [浸水対策] 確認申請が必要な場合：建築確認済証の写し [アスベスト（除去）] 登記事項証明書等（所有者が分かる書類） [土砂災害] 改修計画の適法性を、改修計画を行った建築士以外の建築士が証した書類（様式第3号） 確認申請が必要な場合：建築確認済証の写し 申請者が所有者以外の場合：土砂災害対策改修同意書（様式第4号）、同等権利確認書 [がけ移転（除却）] 危険住宅移転事業実施計画書（様式第3号）、申請者の住民票※ 登記事項証明書等の写し（所有者、地位の承継を確認） 申請者が所有者以外の場合：危険住宅移転同意書（様式第4号） [がけ移転（移転）] 金融機関等が作成した借入利子相当額の計算表 確認申請が必要な場合：建築確認済証の写し [耐風対策（診断）] 建物登記事項証明書等の写し（所有者・建築年を確認）、診断士の資格証の写し [耐風対策（改修）] 建物登記事項証明書等の写し（診断の時から変更が無いときは不要）、耐震診断結果報告書又は S56.6 以降の建築確認済証の写し（地震に対する安全性を確認） [三世代] 戸籍謄本※（親世帯と子世帯の関係が分かる書類） 世帯全員の住民票※又は戸籍の附票※（“子世帯が親世帯と直近 1 年以上同居していない” “親世帯又は子世帯が 1 年以上継続して市内に居住している” ことが分かる書類） ※ 住民票、戸籍等は、市長が確認でき、かつ確認をすることに、対象者の全員が同意した場合は添付不要
9 市税の完納証明	市長が西尾市税の納付確認をすることに、申請者が同意した場合は添付不要

【代理受領制度】

- ① 補助金の交付申請にあわせて、代理受領届出書を提出します。
- ② 申請者の意思確認のため、代理受領届出確認書が**配達証明**で郵送されます。

【電子申請】

- ① 添付図書は、スキャニングや写真撮影をして、PDF や JPEG などの画像データにします。
- ② パソコンやスマートフォンからホームページへアクセスします。
- ③ 必要事項を入力して、添付図書をアップロード（転送）します。
- ④ 電子申請で受付が完了すると、申請時のメールアドレスに受領通知のメールが届きます。

補助金の交付決定

申請内容を審査の上、支障が無い場合は、概ね 1～2 週間で補助金交付決定通知書（[三世代]は補助事業認定通知書）が、申請者宛（代理申請の場合は代理者宛）に郵送で送られます。

工事の契約と着手

補助金の交付決定日以降に、工事請負契約を**書面で締結**してから工事に**着手**します。

[住宅除却][ブロック塀]は、一般的には見積書の受領のみで工事を発注することが多いですが、補助金を受けるためには書面での契約が必要になります。契約書を**請書**にすることは可能です。

計画の変更

補助事業の内容に変更が生じる場合（軽微なものは除きます。）及び補助金の額に変更が生じる場合は、補助金変更交付申請書（[三世代]は補助事業変更認定申請書）に変更した書類を添付して、建築課に提出します。

申請内容を審査の上、支障が無い場合は、概ね1～2週間で補助金変更交付決定通知書（[三世代]は補助事業変更認定通知書）が、申請者宛（代理申請の場合は代理者宛）に郵送で送られます。

補助事業の中止

補助事業を中止する場合は、すみやかに事業中止届を建築課に提出してください。

キャンセル待ちをされている方に予算を回すことがありますので、中止決定後のすみやかな手続きにご協力ください。

中間検査

[耐震改修][段階的]は、補強箇所が隠ぺい等で確認できなくなる場合、補強種別毎の施工方法が検査できる段階で、中間検査を行います。施工方法に不備があった場合は、工事のやり直しが必要になりますので、工程管理に注意してください。

工事中の写真

下記の補助事業については、工事中の写真撮影が必要です。

- | | |
|-------------|--|
| [耐震改修][段階的] | 全ての補強箇所：全景（施工状況を確認）、近景（金物の状況を確認）
補強の種別毎に1か所以上：材料検収（金物・釘）、施工方法（釘の間隔、基礎の配筋） |
| [小規模] | 壁の補強、金物補強等をする場合は、施工方法 |
| [浸水対策] | かさ上げ・盛土をする場合は、30cm以上の高低差が確認できるもの |
| [アスベスト（分析）] | 試料の採取状況 |
| [アスベスト（除去）] | アスベストの飛散対策・施工状況 |
| [土砂災害] | 基礎・外壁等の配筋状況 |
| [耐風対策（改修）] | 瓦と屋根の緊結施工状況 |

工事の完了報告と補助金の請求

[三世代]を除き、補助申請を行った年度内で、工事完了後30日以内かつ補助制度ごとに定められた期日（下表参照）までに、補助事業完了実績報告書に以下の書類を添えて、西尾市建築課に提出します。

[三世代]は、工事完了の期限は無く、年度をまたぐことができます。工事が完了したら、三世代での同居を始めて、住民票を移動させます。転居（転入）の日から1年以内に、補助金交付申請書兼完了実績報告書に以下の書類を添えて、西尾市建築課に提出します。申請内容を審査の上、支障が無い場合は、概ね1～2週間で補助金交付決定通知書が、申請者宛（代理申請の場合は代理者宛）に郵送で送られます。

約1ヶ月後に指定の口座に補助金が振り込まれます。振り込みを知らせる連絡はありませんので、通帳記入をしてご確認ください。

添付図書	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫		⑬		⑭
	耐震改修	段階的	シエルト	小規模	住宅除却	ブロック塀	浸水対策	アスベスト		土砂災害	がけ移転		耐風対策		三世代
								分析	除去		除却	移転	診断	改修	
完了報告書×切	2月末	2月末	3月末	3月末	3月末	3月末	3月末	2月末	2月末	2月末	2月末	2月末	2月末	2月末	1年
1 契約書の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 工事写真	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 請求書等の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4 個別必要書類	○	○						○	○	○		○	○		○
5 補助金支払請求書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

添付図書	注意事項
1 契約書の写し	申請者と工事請負業者との間で締結されたもので、補助対象工事であることが分かるもの “見積書”“請求書又は領収書”と宛先及び金額が同じであること 補助金の申請当初と金額に変更が生じた場合は、変更後の見積書を提出すること
2 工事写真	補助対象工事を完了したことが分かる写真 [耐震改修][段階的][小規模][浸水対策][アスベスト][土砂災害][耐風対策(改修)] 工事施工中の写真が必要(上記参照) [住宅除却][ブロック塀][アスベスト(除去)][がけ移転(除却)] 解体に使用した重機が写らないこと [ブロック塀] 塀があった場所全体が確認できること [浸水対策] 止水板等:設置した状況 [耐風対策(改修)] 全面の緊結状況が分かるもの
3 請求書等の写し	補助対象工事の請求書又は領収書の写し 工事請負契約業者が発行した申請者宛のもので、補助対象工事を含んでいることが分かるもの
4 個別必要書類	[耐震改修] 耐震改修工事に関する施工業者等の公表登録同意書、認定工法使用状況報告書 [耐震改修][段階的] 改修計画図(最終)、改修後の耐震診断(最終) [アスベスト(分析)] 分析調査結果報告書 [アスベスト(除去)] 除去等の結果報告書(適法に処分されたことがわかるもの) [土砂災害] 確認済証の交付を受けた場合:検査済証の写し [がけ移転(移転)] 融資契約書、金融機関等が作成した借入利子相当額の計算表 確認済証の交付を受けた場合:検査済証の写し [耐風対策(診断)] 瓦屋根診断結果報告書の写し [三世代] 申請者の市税の完納証明書、世帯全員の住民票 (市長が確認をすることに、対象者の全員が同意した場合は添付不要)
5 補助金支払請求書	補助金の振込先は、代理受領の場合を除き、申請者の口座であること [代理受領]代理受領に係る委任状(様式第6)に業者の口座を記載して添付(請求書に口座の記載は不要)

電子申請

補助申請の手続きは電子申請で行うことができます。

パソコンの場合 → 「西尾市 電子申請 住まい」で検索
スマートフォンの場合 → 右のQRコードを読み

[電子申請(住まい・建築物の補助制度)]のページを開きます。

(URL <https://www.city.nishio.aichi.jp/kurashi/bosai/1001366/1009594.html>)

手続き順、補助事業別にリンクが貼ってありますので、対象のページを開いて必要な項目を入力します。窓口申請で利用する様式を送信する必要はありません。

図面や見積書等は、スキャナーの取り込みやスマホカメラの撮影で画像ファイルにします。被写体の用紙が斜めに写っていても支障ありませんが、画像を拡大した時に文字が読めることを確認してください。



電子申請を行うと、連絡先のメールアドレスに【申込完了通知メール】が自動配信で届きます。市役所開庁日に審査をして、申請内容に不備があった場合は、電話又はメールでその旨の連絡が入りますので、ご対応ください。申請内容を審査の上、支障が無い場合の扱いは以下のとおりです。

- ・ 補助金（変更）交付申請の場合は、概ね1～2週間で補助金（変更）交付決定通知書（[三世代]は補助事業（変更）認定通知書）が、申請者宛（代理申請の場合は代理者宛）に郵送で送られます。
- ・ 完了報告及び補助金の支払い請求の場合は、**振り込みを知らせる連絡はありません**。約1ヶ月後に指定の口座に補助金が振り込まれますので、通帳記入をしてご確認ください。